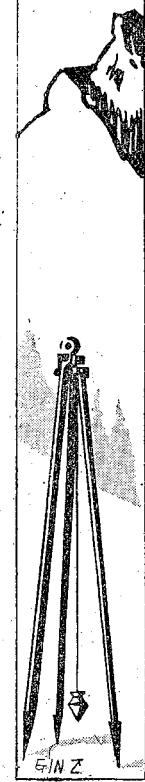


研究

道路經濟の研究 (II・完)

W. Owen: A Study of Highway Economics

武若時一郎



目次

緒言

序論

第一部 現代の道路、その性質、是認及び計畫

第一章 道路設備

第二章 合理的道路計畫 (以上二月號)

第三部 費用の分賦

第一章 受益の程度に依る分賦 (以上前號)

第二章 車輛の型式に依る分賦 (以上前號)

第三部 自動車課稅 (註一)

第三部 自動車課稅

第一章 登錄手數料

第二章 ガソリン稅

附錄甲 結語

附錄乙 (以上本號)

課稅問題の基礎は、既に前章に於いてこれを明かにして、

各車輛型式に依つて要求される最大設備の如何に従つて、道路系統の供用可能性に對する一輪當りの特定負擔を賦課せねばならぬことを說いた。この種の負擔については、費用負擔圖表に於いて既に說示分賦した。然して此の額に加ふるに、各車輛が道路設備を使用する程度の如何に従つて賦課せられる可變的な課稅もなければならぬ。これらの二種の課稅は、今日では「登録手數料」 registration fees 及び「ガソリン消費稅」 gasoline consumption taxes なる名稱の下に徵收されてゐるのである。そこで、我々はマーヴィン氏が述べた衡平、簡捷、及び適應性の三要素(註II)に従つて、各車輛の分擔すべき道路費の分配方法としてのその性質とその妥當性とを研究しなければならぬ。

ガソリン稅と登録手數料は、年々、道路費に貢献する額を増加して來るが、一般稅收入より道路費に充當せられる割合は、次第に減少してゐるのである(註III)。この傾向は極めて顯著となつてゐて、使用者の負擔は、一九二一年に於ける道路費豫算總額の一・二・三ペーセントから、一九三一年に於ける總額の四四ペーセントにまで増加してゐるのである。この合衆國の道路の利得力の改善については、國稅協會は「全く衡平と便宜に適合した」ものとして、満足の表を示してゐる(第六表参照)。

註III 換言すれば、道路の利得力は、政府の補助を不用に歸せしめつゝある譯である。

第六表 道路の財源

項 目	一九二一年		一九三一年		一九二一年に對する一九三年の增加額
	金額	割合	金額	割合	
自動車使用者より 手數料	二六・九四二	一・七〇%	二一・九	一・五八%	五・九二
ガソリン 三・六六三	四〇	〇・四	四六・一五七	三・二五	四六・一五七
稅	一一・五五	一・一五	一六・一五六	一・一五	四六・一五六

註I 奇妙なことであるが、この第三部に於ては實際は租稅でないところのこれららの稅のみは取扱ふのである。ガソリン稅及び登録手數料は、費用負擔問題に於いて「稅」と稱するにすぎないのである。

註II マーヴィン、前掲、四一乃至四五頁

小計三三、六三、一交 三三・三 売先、セイ、セイ、セイ 四〇、六三、〇四、六三
其の他の財源より
負担税及び四三、八三、六三 四一・八 買入、セイ、セイ、セイ 二三・一 〇、四〇、九七
雜收入 三、一六、七五 六三 金、セイ、一三 三・五 一、五九、四一
國庫補助金 セイ、四三、六七 セイ 三八、〇三、八八 二一〇 一四〇、六七、一三
公債及手形三六、四三、五〇 三・八 二四三、四三、三三 二三・三 △セイ、セイ、セイ
小計全二、五〇、六三 全セ・セ一、〇一、九三、九〇 売先、一〇、六三、一交
總計九三、九六、四〇 100・0 一、八一、九三、九〇 100・0 八三、セイ、セイ、セイ

登録手數料は、最初は、車輛を登録する費用に充てる僅か許りの料金を課せられたが、車輛の數が増加するにつれて、道路改良の資金獲得の手段として、手數料は次第に引き上げられて來た。一九一九年には、その年の登録手數料は六四、六九七、二五五弗と算せられ、またこの種の道路財源を補充するために、新に設けられたガソリン税は、更に一、〇二三、五一四弗を擧げた。その年に於ける車輛一臺當りの平均課稅額は八・六八弗であつた。一九三二年に於いては、總登録手數料は五〇〇ペーセント増加して三三・四、二七三、五一〇弗となり、ガソリン税は五〇、〇〇〇ペーセ

ント方の増を示して五一、三、〇四七、一九三弗に達した。然しながら平均課稅額は、その期間中に自動車の臺數が一六、五〇〇、〇〇〇臺に増加してゐたから、僅か四〇〇ペーセント増加して三四・七〇弗に騰つたにすぎない（註四）。第一表に於いて、一九二五年より一九三二年に至る八年間にガソリン税及び登録手數料から徵收した總額は、五、四二〇、六三四、〇四二弗となることを知るのである。

註四 數字は中央自動車商業會議所編「事實と數字」一九三三年版、及び全國工業協議會編「自動車運送の課稅」一九三二年版中の諸表に據る。

第七表 自動車登録手數料及びガソリン税收入の

處分（自一九二五年至一九三二年）

項	目	金額	分配割合
手數料及び税	收入總額	五、四〇〇、六三、〇四、〇〇〇	100%
處分			
徵收費及び還付額		一四〇、六三、〇四、〇四、〇四	二・六三
純收入		五、二七、九七、五二	九七・毛
州道築造及び維持		三、四八、九二、一四二	三・三

其の他築造及び維持

道路公債償還（州）

一〇九、二八、一四
三六〇〇萬、五〇〇萬

六・六

九・七

九・九

九・九

九・九

九・九

九・九

九・九

九・九

道路公債償還（其の他）

道路行政費

一七〇
三、一五〇、五〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

一・七〇

州道取締費

特 別 經 費

二、八六七、八三
二八、九〇、八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

二・八六

市町村交付金（主として街路改良のため）

州及び郡基金

三、一五〇、五〇
三、一五〇、五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

三・一五〇

教 育

其の他の道路費

四、六三、七六
四、六三、七六

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

四・六三

未 配 付

合衆國農務省道路局調

一、五五、五七
一、五五、五七

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

一・五五

貨物自動車及び乗合自動車に依つて納付される税及び手

料は、乗用自動車に依つて納付されるところに比較して

大して多くなつてゐない。従つてまた、これらの重量車には更に多く納付する義務を負へる必要あり、と考へられる場合が少くない。今日では、これが一般の意見となつてゐるが、これは勿論、鐵道と土地會社の宣傳の結果である。

平均七八・八二弗の課稅を納付してゐる、と述べてゐる

乗合自動車に依つて使用された道路一哩當りについて、

乗合自動車及び貨物自動車の納付する高額の負擔につい

て、全國乗合自動車經營者協會は、一九三二年に於いて、

乗合自動車に依つて納付してゐる、と述べてゐる

（註七）。また貨物自動車は中央自動車商業會議所に依れば

から集めたものであるが、この見解の誤謬を明かにする。
乗用自動車一臺當りのガソリン消費總量を五〇〇ガロン、
貨物自動車一臺當りを五、〇〇〇ガロン、乗合自動車一臺當りを七、〇〇〇ガロンと看れば、各種の車輛に依つて納付される登録手數料及びガソリン稅合計額は次の様になる。

車輛の型式

一年當平均課稅額

自家用乗用自動車

四三・二一

自家用貨物自動車（註五）

三八九・九九

貸切用貨物自動車（註五）

五二一・三〇

一般運送用貨物自動車（註五）

四八二・二三

自家用乗合自動車（註六）

六一七・〇七

貸切用乗合自動車（註六）

七六八・三一

一般運送用乗合自動車（註六）

六一七・〇七

（註六）乗合自動車及び貨物自動車の納付する高額の負擔につい

て、全國乗合自動車經營者協會は、一九三二年に於いて、
乗合自動車に依つて使用された道路一哩當りについて、
乗合自動車及び貨物自動車の納付する高額の負擔につい

て、全國乗合自動車經營者協會は、一九三二年に於いて、
乗合自動車に依つて使用された道路一哩當りについて、
乗合自動車及び貨物自動車の納付する高額の負擔につい

(註八)、登録された車輛全體の僅か一三ペーセントを數へるにすぎないけれども、稅は自動車稅總額の二六ペーセントを納付してゐるのである。勿論、乗用自動車が「道路の使用を商業上の目的のために行つてゐる(註九)」ことを信すべき明確なる理由は一もない。

註五 總重量一三、〇〇〇封度

註六 總重量一六、〇〇〇封度

註七 前掲、九頁。乗用自動車は、自動車總額の〇・一八ペーセントであるが、道路費の二・二バーセントを納付してゐるのである。

註八 前掲、一九三三年版四六頁

註九 前掲、一六一頁

第一章 登録手數料

費用負擔圖表(第五表)に於いては、各車輛がその責に任すべき費用を負担せしめられる點に於いて、車輛課稅方式は衡平であつた。輪荷重(註一〇)なる一個の要素を基礎としてゐるから、行政上簡捷であつた。また車輛は總て輪荷重を有するから、總ての車輛に適應することが出來た。

然し今日數州に存する課稅標準に在つては、衡平、簡捷、適應性の何れをも有しないものがある。第八表(註一一)が示す如く、登録手數料の基礎として使用される各種の方法に一六通りあり、またこれらの方は何處に於いても、各州の車輛の種類に應じて、各州一回乃至五回使用せられ、従つて、その全部の使用回数は五九五回になつてゐる。僅か三州のみが車輪數なる重要要素を考慮してゐるにすぎない。二七州のみが輪帶の型式上の差異を認めてゐるにすぎない。この様に多くの見當違ひの觀點に立ち、またこの様に多くの不器用な組合せに依つてゐる登録手數料は、今猶ほその構成段階に在つて、その多くは科學的正確さに對する大體の近似すら缺いてゐるのである。車輪裝置以外の要素の簡単な調査は、その不適切さを例證するであらう。

註一〇 衡撃(動荷重)が道路費を測定するが、道路費の分配については、輪荷重のみを考慮することを要するのである。

衝撃は、靜荷重を度外しても、平滑な道路に於いて、約三、〇〇〇封度も靜荷重から變化するからである。これは空氣入

輪帶を使用するものと假定してのことである。

説二 全國工業協議會、前掲、四三頁

第八表 自動車鑑札稅徵收標準(一九三一年)

使 用 標 準	使 用 回 數	使 用 州 數	(六) 等率	(七) 總收入	(八) 價額	(九) ビストン排氣量
(一) 純重量	一五三回	三七州	一	一	一	一
(イ) 純重量	七二	二五	一	一	一	一
(ロ) 總重量	六九	一七	一	一	一	一
(ハ) 車臺重量	一二	四	一	一	一	一
(一) 運搬力	一三七	三九	一	一	一	一
(イ) 嘴數	六八	二三	一	一	一	一
(ロ) 旅客數	五八	三四	一	一	一	一
(ハ) 封皮數	一九	八	一	一	一	一
(三) 車輪裝置	一〇九	二七	一	一	一	一
(イ) 輪帶	九九	三三	一	一	一	一
(ロ) 車輪數	一〇	一七	一	一	一	一
(四) 馬力數	五六	三一	一	一	一	一
(五) 哩數	三八	一四	一	一	一	一
(イ) 走行哩	一二	一四	一	一	一	一
(ロ) 嘴哩	一八	一四	一	一	一	一
(ハ) 人哩	一〇	一七	一	一	一	一

重量、三七州に於いて、全體一五三回に亘つて使用される重量標準には、純重量、總重量、及び車臺重量の三種がある。既に述べた如く、總重量は道路に及ぼす壓力の正確なる尺度ではない。純重量に至つては、荷物を積んだ場合と積まない場合との車輛の輪荷重には、頗る大なる開きが存するから、益々適當ではない。而して車臺重量は、純重量又は總重量と擇ぶことなき場合が多く、輪荷重が何程なるかの表示でないこと勿論である。

運搬力 運搬力は貨物自動車の二種類に依つて頗る相違するのみならず、異なる車輪裝置で同一の輪荷重を有する場合もある。また運搬力は旅客又は重量に關係する場合があるから、唯一の徵收標準として、總ての車輛の種類に適

用することは出来ない。

哩數は道路使用の尺度であつて、これを記録するのがガソリン税の職務である。

等率は、既に述べた如く、車輛の型式の異なるに従つて極めて區々の道路費額を生ぜしめるから、平衡とはいひ得ない。

總收入は、勿論、各種の車輛の道路需要に對する極めて貧弱な基礎を構成し、また適應性を缺く。

馬力數及びピストン排氣量は共に、自動車手數料の基礎としては餘り使用されない。兩者共に、重量、殊に輪荷重以外の要素によつて相異する。馬力數は多くの場合、高速度を必要とする車輛に於いて大であり、また速度は、後に述べる如く、ガソリン消費量に依つて課稅されるのである價額、この方法は、二二回も使用され、また時價又は工場價格より成つてゐるが、貨物自動車は決して、古くなるに従つて軽くなるわけのものではない。實際、磨滅した輪帶は衝撃力を増加するであらう。また車輛の工場價格は、

道路設備需要の認定標準としては、寧ろ滑稽である。キャデラックは、道路に對して大なる破壊力を有する貨物自動車よりも、遙かに高價であらう。

登録手數料を何程とすべきかの決定に使用される諸主義は、不合理でもあり、無用でもある。斯うなつた理由は、勿論、科學が極く最近に至つて漸く輪荷重と、この點に於ける輪帶装置の重要性を發見したにすぎないからである（註III）。而して法制は、實驗所に於ける新しい發見の後から、すつと離れて、のろのろ尾いてゆくのが常である。舊來の徵收標準が遂に聰明な課稅基礎に地位を譲り、各種車輛に依つて生ぜしめられる道路費の差異が漸く決定されるに至つた曉には道路の營利的使用、乃至貨物自動車及び乗合自動車の希望等一切の考慮を省略して、道路系統の「供用準備」性は、同時に平衡でもあり、簡捷でもあり、また適應性をも有する標準に依つて、これが責に任すべき者に依つて支辨されることとなるであらう。

註三 前に述べた如く、マーヴィン氏の、道路局に對する本問

題の取扱は、一九三〇年まで、總重量を基礎としてゐたのである。

幅 八呎以下
速度 乗合自動車及び貨物自動車は、毎時四五哩

茲に注意しなければならぬ點が二つある。第一に、課税

基礎は全國到る所に適應するかも知れないが、課税額はさうはゆかない。州によつて、道路費は頗る區々である。築造方法、氣象、地形、及び天然資源が總て異なるからである。而して車輛の登録は、使用者の各類の間に道路費を分配するために使用される番號を交付するものであるが、その料率の開きは頗る大きいのである。第二に、稅は總ての

型式の車輛に適應するとしても、道端に出現する如何なる種類の車輛も、設備を提供せられ、従つて課稅せらるべきものと考へてはならない。總ての自動車の寸法、裝置、及び重量に限界がなければならない。アメリカ州道職員協會は、次の最大限度を勧告してゐる（註四）。

長さ 單一の車輛は三五呎、二輪聯結は四五呎
輪荷重 空氣入輪帶にて、八、〇〇〇封度
高さ 積荷の有無に拘らず、一二呎六吋以下

輪荷重制限が強制せられ得る容易さは、州道職員を欣ばせる。違なりや否やは、小さな、携帶用の尺度を携へて、方々の道路に神出鬼没し、路端にその指示器を設備して、運轉者にその最も重い車輪をその上に載せることを要求し得る職員に依つて判断されるであらう（註五）。

註五 アメリカ州道職員協會、前掲、一〇頁

要するに、登録手數料に関する行政、徵收及び分配の問題は、考慮され得るであらう。中央課稅委員會又は州道路部の何れかの中央機關がこれらの職能を監督すべきことは望ましい。市町村、郡その他の下級行政機關に依る徵收は、經費を多く要するのみならず、既に述べた集權的計畫の諸原則に反する。徵收費は今や、平均、毎年の總收入の約六パーセントに騰つてゐる。一九三二年に於ては、一七、五五〇、四二弗に達した。この高額の費用は、大部分、所

要の事務費が多額になる結果である。然し道路課税が中央機關に依つて處理せられ、また手數料の基礎が行政上簡捷で且つ總ての車輛に適應し得るものであるとすれば、經費は大いに低減されることになるであらう。最後に、登録手數料の分配は、常に大部分、道路目的に充當されて來た。

一九三二年の、總額二九二、八七五、四四八弗(註六)の總收入の中、一一五、九一、九六二弗は州道に、七五、九六四、三三六弗は地方道路上に、三五、三三九、九八〇弗は州及び郡の道路公債の償還及び利子支拂に、また三五、五〇六、八一〇弗は各種の目的、殊に州道の巡視に充當せられた。

○証六 運轉手、販賣人、及び經營者の免許料、一九、七二五、三四八弗を含む。

登録手數料に關する叙上の記述を、次章に於ける論述と照らし合はせて考へてみると、この方面には、衡平又は科學的正確さに一步でも接近するためには、まだまだ爲されねばならぬことが澤山あるといふことがわかるであらう。そして後者は、道路經濟の主要問題が一切解決せられた後

に始めに到達し得るものであるから、自動車課税中のこの部分は、現在のところ、調査及び專門的科學的研究の必要に迫られてゐるのである。

第二章 ガソリン税

自動車燃料税は、一九一九年に、オレゴン州に依つて採用せられ(註七)、その後十年間に、各州全部とコロンビヤ地方が同様の法律を制定するに至つてゐる。この税が未會有の好評を博した理由は、恐らく(1)徵收が容易なこと、(2)税の騰がるに連れて、ガソリンの價格が下落して行つたから、消費者にとつても大した負擔とならなかつたこと、(3)自動車使用者のために道路の改良に充當されたこと、(4)及び車輛が道路を使用する程度を極めて正確に判定すること、であらう。第九表は、大部分の州が採擇した後に於ける稅額の急激なる騰嵩を示すものである。最初の課率は、二五州に於いて一仙であつたけれども、一仙課率は一九二七年に至つて絶滅し、今日の課率は、何處に於いても、一ガロンにつき二仙乃至七仙となつてゐるのである。

譯七 コロラド、ニュー・メキシコ、及びノース・ダコタがこれに續いた。

ガソリン消費税に關する問題は、一般に、登録手數料に關するものとは全然趣を異にする。税をして道路使用を正確に記録することを得しめる基礎については、何等の困難がない。ガロン當りの税は、これを極めて巧妙に行ふものである。この方面に於ける議論を生ぜしめるのは、一ガロン當りに課すべき金額の問題である。何となれば、自動車運送哩の需要は彈力性を有すること、及び餘り高額の税はガソリンの消費を著しく減少せしめ、從つて純收入を低減せしめることが、今や次第に承認されて來てゐるからである。この問題に關する信頼し得る資料を得るために、今や種々の實驗が行はれてゐる(註八)。

第九表 自動車燃料税率の增加

税率	本税を賦課する州(コロラドビヤ地を方含む)の數(十二月末現在)
無 稅	一九三五年一九三六年一九三七年一九三八年一九三九年一九四〇年
四 稅	一 三 無 無 無
一 稅	一
三 稅	一
五 稅	一
七 稅	一
九 稅	一
十一 稅	一
十三 稅	一
十五 稅	一
十七 稅	一
十九 稅	一
二十一 稅	一
二十三 稅	一
二十五 稅	一
二十七 稅	一
二十九 稅	一
三十 稅	一
三十一 稅	一
三十三 稅	一
三十五 稅	一
三十七 稅	一
三十九 稅	一
四十 稅	一
四十一 稅	一
四十二 稅	一
四十三 稅	一
四十四 稅	一
四十五 稅	一
四十六 稅	一
四十七 稅	一
四十八 稅	一
四十九 稅	一
五十 稅	一
五十一 稅	一
五十二 稅	一
五十三 稅	一
五十四 稅	一
五十五 稅	一
五十六 稅	一
五十七 稅	一
五十八 稅	一
五十九 稅	一
六十 稅	一
六十一 稅	一
六十二 稅	一
六十三 稅	一
六十四 稅	一
六十五 稅	一
六十六 稅	一
六十七 稅	一
六十八 稅	一
六十九 稅	一
七十 稅	一
七十一 税	一
七十二 税	一
七十三 税	一
七十四 税	一
七十五 税	一
七十六 税	一
七十七 税	一
七十八 税	一
七十九 税	一
八十 税	一
八十一 税	一
八十二 税	一
八十三 税	一
八十四 税	一
八十五 税	一
八十六 税	一
八十七 税	一
八十八 税	一
八十九 税	一
九十 税	一
九十一 税	一
九十二 税	一
九十三 税	一
九十四 税	一
九十五 税	一
九十六 税	一
九十七 税	一
九十八 税	一
九十九 税	一
一百 税	一

註八 一九三三年七月一五日、新聞「サタデー・イヴニング・ポスト」Saturday Evening Post の「繁榮せる州のガソリン税」と題する社説は、「營業上の諸條件が保障する程度以上に達するガソリン消費の激減は、課率の最も高い諸州に於いて見出されて來てゐる。」

ガソリン税の作用は、以下に掲げるところであるが、これを見れば、この税が道路使用の尺度として如何に優秀なものであるか、を簡明に理解し得るであらう(註九)。

(1) ガソリン税は、走行哩數に従つて、自動的に車輛に課税する。

(2) 州外の車輛も、州内に於いて、道路費の一部を負擔する。

(3) 重量車輛は埋當りのガソリンを多量に必要とする。従つて軽量車輛よりも高い税を納付する。

(4) 高速度は、大なる道路衝撃を生ずるものであるが、その代はりに多量のガソリン消費を必要とする。

(5) 交通密度高く、従つて道路費の増嵩する場所に於いては、輻輳のために徐行し、また屢々停止、進行を要するので、ガソリン消費を増加し、従つて餘分にかかる道路費のために、比較的多額の税を利用することが出来る。

税が高くなれば（税は他の者がこれを納付する限り）結果、業務が増大することになる、といふこの説は、サン石油會社のピュー社長（註一）に依つて攻撃されたことがある。州道の側歩道を三呎とする法律案に關して、ピュー氏は靴販賣業に從事する友人に對して、これらの歩道の費用を辯するために、靴に對する税を創設すればよいといつて

註九 前出、全國稅務協會及び全國工業協議會一一三頁の數字

に依る。

註一〇 每時二五哩以上になると、消費は俄然多くなる。

そこで、この税の科學的基礎は、疑ひもなく健實である様に思はれる。然し税の額、及びこれを使用すべき費途は

今日一般の論議の的となりつつある。税率そのものについては、私がこれまでに知つた數多の研究は、自動車工業及び石油事業は、税の高くなることは道路の善くなることを意味し、道路の善くなることは自動車の多くなり、従つてまたガソリン消費の多くなることを認めなければならぬといふ點を強調してゐる。私は一定の限度内に於いてこれが眞理なることを認める。その限界の何たるやは判然しないが、それが存することは確かである。ガソリンが一ガロン二五仙の税を課せられたとすれば、果して絞上の結果が生ずるか（燃料の價格は今日と大體同一と假定して）頗る疑問である。

ある。サン・ヘンダーソンの社長に從へば「これらの側歩道が全部出来れば、人々は大いに歩き、且つ大いに靴を磨滅し、その結果、製靴業は、すぐ様立ち直まるに相違ないから」結構なことであらう。

ピュー氏は結ぶ「靴を作つてゐる私の友人は、一向氣乗りのしない様子だつた。」

註一一 ピュー氏、前掲、一乃至二頁

ガソリン税の額に關する議論の外に、その分配については非常な難問題を生じてゐるのである。一九三二年に於いて、ガソリン税の純收入は、五一三、〇四七、一三九弗に達したが、これは次の様に分配された。

徵收及び行政

二、八三二、八二〇
（第）

築造及び維持

三〇一、七八八、二三一

州道
地方道路

九四、〇七三、九五四

州及び郡道路公債支拂

五〇、七二六、三六二

街路

一六、七七六、〇五〇

道路目的以外

四五、九四一、四八〇

最後の項目が、問題の主要原因である。一九三〇年には、税は一六州に於いて、その本來の目的たる道路から轉用されて、種々の目的に使用されてゐるのである。道路以外の費途に充てられた額面は、フロリダ州に於いては總收入の二七・九二パーセント、テキサス州に於いては二五パーセント、メリーランド州に於いては二〇・八三パーセント、及びオハイオ州に於いては一七・五〇パーセントの多きに騰つてゐるのである。この金はミシシッピー州に於いては護岸の築造に使用せられ、メリーランド州に於いては牡蠣の増殖に充てられた。この資金の流用は、道路使用の尺度たる、従つてまたこの車輛要求を満足する道路維持の財源たるガソリン税の目的を没却するものである。

他の問題は、ガソリン税について、その徵收に關して起る。當初、徵收費は頗る少額であつた。即ち總額の〇・五パーセントに満たなかつた。然し稅額の増加と共に、それを脱ける方法が發明せられ、全國工業協議會が行つたこれらの實例の調査（註一二）は、逋脱方法が驚くべき多數に騰

つてゐることを示してゐる。甲の州から乙の州へ、何れの州にも税を納付しないで、ガソリンを携行又は配給することは、これらの中で最も普通なものであつて、二五州に於いて一般に行はれてゐるのである。ガソリンは各州間の取引に依つて運搬中と報告せられる、従つて、課税することが出来ないのである（註一三）。古めかしい記帳上の胡麻化しだけで事足りる州もある。即ちガソリン補給所の所有者は、徵稅職員がやつて來る前に、店を閉めて、その附近から立ち去るのである。オクラハマ州では、鐵道の油槽車の荷積に使用する送油管の栓を抜いて油を取り出すといふ、獨創的な思ひ着きを行つてゐる。

註一二 前掲一〇七頁乃至一一〇頁、一二七頁

註一三 高等法院の最近の判決は、この状態を改善して來てゐる。アイオワ州の三仙のガソリン税（各州間取引に際して運搬中のガソリンに對する）は、一九三四年四月二日、同院に依つて支持せられこととなつた。

違脱が合法的な場合もあり得る。例へば、アーカンサス州の税は六仙であるが、ミズリー州では僅か二仙である。

その結果ミズリー州の極く近くに住んでゐるアーカンサス州の、盜人根性のある市民は、一ガロンについて四仙方も安い州に於いて、そのガソリンの購入を行ふのである。

逋脱の問題は、還付と密接な關係を有する。還付は、發動機船、飛行機、及び農業用機械の如き、道路運送以外のために使用されるガソリンについて認められる。最近、一

第一〇表 ガソリン税の收入額、還付額、

並びに徵收及び行政費

（自一九二五年至一九三二年）

年 次	總 収 入 額	還 付 額	徵 收 及 び 行 政 費
一九二五年	一五〇、一四五、四三	四、一二六、四八三	二七、三五三、
一九二六年	一九三、五三九、四四三	五、九三六、〇二	二九四、〇六六
一九二七年	二六八、五〇五、三四	六、六六七、一〇一	六〇五、二四〇
一九二八年	三二八、〇六四、三〇〇	三、五二、五七四	七四、一三一
一九二九年	四五二、六六六、七五五	一〇、一、五〇三	八五、一七三
一九三〇年	五三三、九七一、六八八	二九、一〇六、八七一	一、一三六、一九九
一九三一年	五六九、六九二、三三	三、三九一、七七九	二、三三、一六九
一九三二年	五一三、〇四七、三三一（還付額を控除）	二、三三、一六九	

年間に認められる還付額は、非常に増大して來た。その一部の原因は、不景氣によるものである。然しこの増加は、

農業用のガソリンの使用の増加に依り、また人々が金を節減する方法に關心を持ち始めて以來、還付の特典に相當の馴染を有して來たことに依つて、ガソリンの使用目的に關する虚偽の報告に依る還付の特典の濫用、といふことにも起因するのである。一九三一年に於ける還付總額は三三、三九一・七七四弗に達し、即ち五、六年前の總還付額の約八倍にも達してゐるのである(註一四)。

註一四 第一〇表參照。

ところでガソリン税は、自動車使用者に依る道路使用の尺度として科學的妥當性を立證したのである。その原理は自動車使用者、自動車製造者、及び石油業者に依つて承認されてゐる。徵收が容易であつて、頗る重要な道路收入の財源となつてゐる。然し稅率が不當に引き上げられた州が多く、またその結果たる逋脱、還付制度の濫用、及び不満は、次第に増加し、瀕漫せんとしてゐる。斯かる事實を

前にして、私はこれらの次第に紛糾せんとしてゐる問題の解決に對して、三個の提案を有してゐる。

まづ第一に、稅の課率は、各種の道路の費用と磨滅の程度との科學的な研究に基盤をおくことを要する。今日の稅率は資金の需要以外には、何等の根據をも有してゐない。

第二には、ガソリン税の收入は、道路目的以外に流用せらるべきものではない。蓋しこれらは道路經濟に何等の意義を有しないのみならず、稅を高くし、その結果、收入を減少し、逋脱が有利となり、稅は道路使用の尺度の一に非らずして、一ガロン當りの課稅額について科學的基礎を無視した一般稅となるからである。最後に、稅は、今日行はれてゐるが如き卸賣逋脱を阻止するため、各州に於いて、且つ他の州と協調して中央官廳に依つて管理及び徵收せらるべきものである。何となれば、一ガロン當り小額の稅でも、各人がこれを納付する様になれば、消費が減退する程の高率の課率になる傾向がなくなるからである。而してさうなれば、稅は道路費のみを目標として、最も衡平な方法に依

つて處分されることが出来るのである。

これを要するに、科學的に課率を定められたガソリン税

は、殆ど完全に道路使用の程度を反映する。然し使用のみに依つては、總道路費に對する割合を定めるに適當でない。蓋し、それは輪荷重に比例して増加するものではないからである。ガソリン税と登録手數料、この二種の方法の協同は、從つて、將來の研究に依つて道路費に關する事項がもつと明確にされた暁には、道路系統に依つて提供される「供用準備」及び「使用」に關する設備に對する分擔歩合を、同時に衡平、簡捷、且つ一切の型式の車輛に適應し得る方法に依つて定めるに至るであらう。そしてこの理想は、ロイド・ウルソン氏に從へば、必らずしも絶望ではないのである。その實現は「工學者、法律學者、經濟學者、土地鑑定家、稅務専門家及び會計學者の協同を必要とする。而してその協同は敢へて不可能ではないのである(註一五)。

註一五 前掲、三二三頁

結語

道路が經濟研究の中に忘却されてゐたのは、新問題の意義の把握に於ける公衆心理の慣性に原因する一時的現象であらう。我々は道路系統が如何に多額の經費を要するか、自動車工業が如何に素晴らしいものであるか、現在判つてゐる事實が如何に不充分であるか、また未解決になつてゐる問題が如何に困難であるか、を述べて來た。そこで、次の概括的結論と示唆が、不可避となる。

何れの年度にもせよ、道路系統の總費用は、投資の利子、興業費の償還、及び毎年度の維持より成ること。

この費用は、道路財產の評價及び減價償却に依つて決定されねばならぬこと。

この費用は、交通調査に依つて定められるところに依つて、道路施設に對する各種の需要に從つて、車輛所有者及び土地所有者に負擔せしめられねばならないこと。

車輛所有者は、自己の要求する施設の費用を、車輛の型

式及びその道路の使用上の差異に依つて、所要の道路費上の差異を反映するところの、特別の自動車税に依つて負担しなければならないこと。

費用の點に於けるこれらの差異は、車輛の各種型式、道路の各種型式、及びセメント・コンクリート道路の各種の厚さに依つて決定されねばならないこと。

土壤及び氣象上の條件は、總ての道路の築造について最小費用を定めること、及びこの額は、それが適當に推算される場合には、總ての自動車使用者の間に平等に分割されねばならないこと。

輪荷重が道路需要判定に於ける重要な唯一の要素であること、及びこれは登録手數料の基礎として使用されねばならないこと。

車輛の製造、運轉、及び裝置に關して、更に嚴格なる規格及び制限を強制し、以つて、道路を車輛に適合せしめる代はりに、車輛を道路に適合せしめる様にしなければならないこと。

道路費は、道路費及び車輛運轉費を含み、與へられた交

通密度を處理するに正當なる大いさ及び路面の道路上に於いて最小となるを以つて、道路は實體的に適當割切なるものたることを要すること。

道路系統は財政的に健實なるべきこと。換言すれば、使用者の稅の形式に於けるその利得力は、毎年の道路費、即

ガソリン消費稅は、道路使用の各種の強度に必要な維持費の額を反映せしめるため、將來の調査資料に従つて、その課率を決定しなければならないこと。

自動車稅は毫も稅の性質を有せざること、及び道路の交通は大いに政府の補助を受けてゐること。

この補助は缺損を意味せず、また適當なる經理方法が採用せられ且つ利得以上の經費に充てるために資金が借入れられるものとすれば、恐らく不必要となるであらうこと。

現代的道路の幅員、線形、及び勾配は、大なる固定資本となるものであるから、永久的のものとして設計されねばならないこと。

道路費は、道路費及び車輛運轉費を含み、與へられた交通密度を處理するに正當なる大いさ及び路面の道路上に於いて最小となるを以つて、道路は實體的に適當割切なるものたることを要すること。

ち毎年の一切の費用の中、車輛使用者に負擔せしめられる部分を支辨するものたることを要すること。

使用者の負擔金が毎年の経費を支辨するに足らない場合には、一般税源の使用、自動車所有者の過重課税、又は道路工事執行計畫の不必要な延滞を防止するために、道路公債を發行すべきこと。

個々の道路は經濟的には認められねばならないこと、即ち道路施設は、充分なる役務と兩立し得る可及的最低の總運送費を以つて提供せられねばならぬこと。

個々の道路は財政的に自立し得ざるものありとするも、經濟的には是認さるべきものがあり得ること。

道路は、健實なる道路執行計畫を樹立するため、交通調査の助力に依つて、技術者及び經濟學者の中央的會議に依つて計畫されねばならないこと。

車輛の取締及び課稅、並びに規格は、殆ど完備なき不統一狀態を呈し、科學的事實を無視してゐるが、全國に於いて採擇し且つ交通密度、氣候、及び地形上の條件に依つて

要求される變異に適用し得る様な、基本的原則の發見に依つてこれを矯正しなければならないこと。

線香花火式の派手やかな道路宣傳に代ふるに、健實なる資料を以つてすることは、道路調査會、道路局、各州道路部、及び専門の技術者及び經濟學者の活動に俟たねばならないこと。

以上の様なことが、要するに、カンニンガム教授が各種の運送機關が持たねばならないと云つたもの、即ち「正しい經濟的基礎」(註一)を調査する上に、一つの手懸として私が提供したいと思ふ提案なのである。我等の道路系統に適用し得る根本的原則を見出した時に、初めて我々は、道路を他の運送施設と合理的に協調せしめることに着手し得るのである。そしてもつと多くの調査を重ね、また一般的の無關心の態度が改められて、より大なる外延及び内包をする道路經濟の研究となる以前に於いても、我々はウイルソン教授が「不經濟的混沌」(註二)と巧みに命名したところのものの中から、秩序を導き出す様に試みることが出來

るのやう。

■ I カンニンガム稿 「鐵道及び道路運送の相關關係」 (Correlation of Rail and Highway Transportation) on 雜誌「アメリカン・エコノミック・リヴュー」 American Economic Review 一九三四年三月號、四八頁。

■ II カンニンガム教授、前掲、六六頁。

附 錄 甲

(1) 車輛費
車輛運轉費 vehicle operating costs は、次の様な不變費 fixed costs と變費 variable costs とに分けられるが出来る。

費	四	甲 (■ I)	乙 (■ II)
ガソリン	1.00九	1.11一	1.11七
潤滑油	○.11一	○.11九	○.11五
輪帶及び中袋	○.11一	○.11一	○.11一
維持	1.0四三	1.0四三	1.0四三
減價償却	1.0二六	1.0二六	1.0二六
鑑札料	○.一四	○.一四	○.一四
車庫(月四弗の割)	○.四四	—	—
利子(六歩)	○.三六	○.三六	○.三六
保険	○.一一	○.一一	○.一一
計	五.四四	K.四三	K.四三

■ I 乗用車。アイオワ工學試驗所 Iowa Engineering Experiment Station 時報第九一號「運轉費統計表」 "Operating cost statistics"

■ II 道路調査局、第一回議事錄、五五頁、ベースチャン稿 「混合車」 "Composite Car"

混合車 composite car とは乗用車と貨物車との形態を

高級道路 high-type road にてとは、これらの費用 (運轉手の給料を含む) は、左の如く推算されてゐる。

不變費 可變費
投資 利子 運轉手給料
鑑札料及び財產稅 輪帶
車庫 保險 加ソリソ
保價 償却 潤滑油
減價 純益 修繕

合成したものである。普通の商業自動車の一哩當運轉費を
一五・一五仙(註三)とし、且つこれを一、乗用車を九、と
すれば(商業車は車輛總數の約十分の一であるから)混合
車について、略々同一の數字が得られる。即ち

$$9 \times 5.44 + 1 \times 15.15 \div 10 = 6.411$$

であつて、ボースチヤンの數字六・四三よりも〇・〇一九
仙だけ少ないにすぎない。

註三 ゼネラルモータース・トラック協會 General Motors

Truck Corporation 発行、全國貨物自動車一覽 National

Motor Truck Analysis 七頁、八頁

これらの運轉費は諸型式の道路の運送費節減額の推定
に、従つてまた、各種の道路鋪装の經濟的是認に頗る重要
である。何となれば、適當な道路に於いては、ガソリン及
び潤滑油の消費、輪帶の磨滅及び減價償却は、不適當な道
路に於けるよりも少ないからである。例へば、ボースチヤ
ン氏はこれらの比較數字を次の様に出してゐる(註四)。

各種型式の道路に於ける車輛の運轉費
一五・一五仙(註三)とし、且つこれを一、乗用車を九、と
すれば(商業車は車輛總數の約十分の一であるから)混合
車について、略々同一の數字が得られる。即ち

	道 路	乘 用 車	商 業 車
高 級	七・三七仙、一哩當	九・六二仙、一哩當	
中 級	六・四三	八・四〇	
低 級	七・三八	九・六二仙、一哩當	
			三八

註四 前掲、五八頁

(1) 道路費

不 變 費	每 年 度 維 持	可 變 費		定期的維持
		鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
道 路 敷 地	除 雪 法 面	鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	每年度維持に同じ
施 工 基 面	塗 漆 面	鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
基 礎 材 料	鋪 設 散 墳 換 路 肩	鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
鋪 裝	鋪 設 散 墳 換 路 肩	鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
工 作 物 料	排水 設 備 橋 梁 鋼 筋 等 等	鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
高 低 分 離 設 備		鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	
技 術 及 び 監 督		鋪 裝 無 鋪 裝	鋪 裝 有 鋪 裝	

道路費は元資の利子、依然役務を生じつたる資本の償
還、定期的維持の償還、及び毎年度維持の負擔より成る。
道路費としての一年間の維持費は、道路の各種型式、及

び潤滑油の消費、輪帶の磨滅及び減價償却は、不適當な道

び交通の各種密度によつて異なる。即ち

一年間の噸量
高級 中級 低級

一〇、〇〇〇	二九六	一九三
二〇、〇〇〇	一五三	二一一
五〇、〇〇〇	一六七	三六六
一〇〇、〇〇〇	一八三	三五七
二〇〇、〇〇〇	二一七	五三九
五〇〇、〇〇〇	三一七	一〇八四
	八四〇	

故に、維持費は高級道路が最も低く、低級道路が最も嵩む。

高級道路の毎年度及び定期的維持に對する數字は、一定の密度に達すると、急激なる増大を示す。最初の間は交通量が倍加しても、維持費は殆ど増加しない。それから後は維持費は殆ど倍となる。これらの數字は、既に掲げた費用

圖のADC曲線を裏書するものである。(第一部第一章参照)

商 業 車	乘 用 車	每年度	一哩當維持費
八〇〇	六四〇	一五三	一一二
一六〇〇	一二八〇〇	一五七	一八
四〇〇〇	三二〇〇〇	一六七	二七
八〇〇〇	六四〇〇〇	一八三	四二

合算額に等しい。

除雪	一般維持費	一二八、〇〇〇	二二七	六六
路端樹木植栽	三三五三、五九九	三二〇、〇〇〇	三一七	一〇五
交通信號及び交通計算	一、三五五、〇六〇	六四〇、〇〇〇	四八三	一七八
塗料製造	一三、五七三	一、二八〇、〇〇〇	八一七	三三六
道路試験機所	三三七、七二六	二、五六〇、〇〇〇	一、四八三	四九九
道路製造機械所	五七一五	三二〇、〇〇〇		
計	一、三五九、七五〇	四〇、〇〇〇		
		八〇、〇〇〇		
		一六五、六一四		
		三〇、五一二		
		五六八、一二〇		

マサチュセツ州道の毎年度維持費は、次の項目を包含してゐる。(一九三一年)

毎年度の道路維持費は、毎年度の道路費であると同時に毎年度の道路經費である唯一の科目であるから、從つて、總軍費は車輛運轉費と毎年度の道路費(眞の原價)との

附錄乙 道路の型式と衝擊力

ブリード教授に従へば(註一)、道路を左の四種に分類することが出来る。

(1) 例へば砂、土砂、礫、及び表土の如き、地方の材料を處理せずに使用して築造したもの

(2) 潤青(註二)又は加熱アスファルトを以つて結合したる碎石道、砂利又は水締マカダム道(註三)、滲透マカダム道(註四)、及びプラント混合潤青道(註五)

(3) ポートランド・セメント・コンクリート鋪装(通常、鋼鐵棒又は網を以つて補強する)

(4) 煉瓦、鋪石、又はアスファルト塊(セメントの上に鋪設する)

註一 前掲六頁

註二 炭化水素の液體混合物

註三 碎石道

註四 潤青マカダム道に用ひて輒壓する

註五 材料を、道路の上で混合せずに、中央の機械設備で混合する。

最初の二類は伸縮鋪裝 flexible surfaces と稱せられ、

常に基層に密着しないである。潤青道路に穴が出來た場合に、填充し得る理由はここにある。然し最後の二種は硬直である。即ち氣温の變化に基づいて、基層から剝離する場合が少くなく、從つて支持されない面積に架するためには、極めて強度を有するものでなければならぬ。

これらの、セメントで鋪装された道路は、縮くれたり舗が入つたりしやすい。夜になると、道路の表面が冷却して兩端が捲れ上がる。かくて、夜間通行することの多い重量貨物自動車が、コンクリート板の支持されてゐない端に破壊を生ぜしめる。貨物自動車も亦、その後部車輪を路端に近接せしめる。

コンクリート板には、一つの板から他の板へ荷重を分配するため、鋼鐵棒が入れられる。これはセメント・コンクリート道路の築造上に頗る役立つ。セメント・コンクリート道路に舗は入つても、その下の棒は龜裂が大きくなることを防ぐ。龜裂が殆ど見分け難い場合もある。

衝撃力は道路の型式の問題と密接な關係を持つてゐる。

骨材が密着されれば、それだけ多く衝撃力が分配される。

速 度(時哩)

衝 撃 反 動

静荷重に對する
衝 撃 の 比

セメント・コンクリート道路が、混合碎石道、又は砂利道の如き、全然密着されてゐない道路よりも、重い荷重に堪

一〇〇

一一、〇〇〇

一〇〇

一九、〇〇〇

二一、八〇〇

二三八

二七三

二九四

二九六

える理由は、茲に存する。次の圖は、衝撃力が各種型式の

三〇

四〇

五〇

六〇

七〇

八〇〇

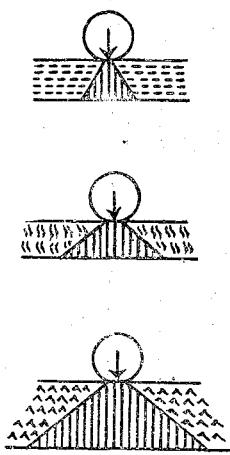
一九〇

二三八

二九四

二九六

道路上に依つて、何ういふ風に圓錐形に分配されるかを現したものである(註六)。



註七

ブカナン稿「パブリック・ロード」一九三三年十一月號
一四五頁、及び一九三一年四月號二一頁

衝撃反動は、道路局に依つて(註七)。毎時五〇哩までは速度に比例して増加し、それ以上は殆ど變化がないことが發見されてゐる。

註六 ブリード、前掲一七頁

衝撃反動は、車輛荷重に比例して増大するものではない。但しこれは附加的靜重量の範圍内のこととは勿論である。衝撃反動は、空氣填充壓力と殆ど正比例して變化する。また中空の單輪帶に依つて生ずる衝撃の方が、同一種類の複輪帶に依つて生ずるものよりも小さい。然し、單輪帶は衝撃力を比較的小面積の基層に集中する。そこで結論として、道路を築造し、車輛を裝置するに當つては、衝撃反動を考慮すべきのみならず、それの路面に對する分布をも考慮すべきである、といふことを記憶しなければならぬ、といひ得るであらう。